

# 国際教養大学図書館亡失図書取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、国際教養大学図書館利用細則（以下「利用細則」という。）第15条に規定する亡失等の弁償に関し必要な事項を定める。

## (洋書の弁償)

第2条 洋書の弁償は、次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 同一図書又は図書館が指定する同一内容の図書で弁償するものとする。
- (2) 弁償金の場合は、定価に手数料1000円を加えた金額を支払うものとする。

## (和書の弁償)

第3条 和書の弁償は、次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 同一図書又は図書館が指定する同一内容の図書で弁償するものとする。
- (2) 弁償金の場合は、定価に相当する金額を支払うものとする。

## (貴重書の弁償)

第4条 貴重書の弁償は、次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 同一図書又は図書館が指定する同一内容の図書で弁償するものとする。
- (2) 弁償金の場合は、古書の価格により図書館が指定する金額を支払うものとする。

## (証明書発行の停止)

第5条 亡失図書の弁償手続きが所定の期限までになされない場合には、留学、帰国、卒業等に係わる成績証明書の発行ができない場合がある。

## 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。